

国立大学法人京都大学教員選考規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「教育研究組織」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。次項において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、<u>第10節及び第11節に定める組織をいう。）</u>のうち、次項に定める組織を除くものをいう。</p> <p>3 この規程において「全学機能組織」とは、総合生存学館、附属図書館、総合博物館、<u>組織規程第3章第8節の3に定める事業推進組織、組織規程第3章第9節に定める教育院等（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）</u>、高等研究院及び学際融合教育研究推進センターをいう。</p> <p>(後略)</p>	<p>第2条 (同左)</p> <p>2 この規程において「教育研究組織」とは、各研究科等（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。次項において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節及び第11節に定める組織をいう。）のうち、次項に定める組織を除くものをいう。</p> <p>3 この規程において「全学機能組織」とは、総合生存学館、附属図書館、総合博物館、<u>グローバル・エンゲージメント・オフィス、情報環境機構、総合研究推進本部、教育改革戦略本部、国際高等教育院、大学院教育支援機構、学生総合支援機構、人と社会の未来研究院、成長戦略本部、環境安全保健機構、大学文書館、高等研究院及び学際融合教育研究推進センターをいう。</u></p> <p>附則（令和8年達示第34号） この規程は、令和8年4月1日から施行する。</p>